



〒364-0003 北本市古市場 1-36
TEL/FAX 048-591-5762
携帯 090-8848-8465
Email tatsumi3@gmail.com
URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/>



人にやさしく、暮らしやすいまち

安心・安全なまちづくり
財政の健全化
行政改革の推進

1965 年北本生まれ。

北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。
三国コカ・コーラボリング(現コカ・コーラボトラーズジャパン)入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務、大島あつし衆議院議員公設秘書を経て 2011 年より北本市議会議員。現在4期目。

令和6年第2回定例会についてご報告します。

公民館等の利用料金の改定について

議案第 36 号「北本市公民館設置及び管理条例等の一部改正について」では、地区公民館等の利用料金について改定されました。条例改正の主旨は、市民負担の公平性及び適正な受益者負担を確保した料金を設定するため、地区公民館等の利用料金の上限を改定するものです。対象となるのは地区公民館、市立集会所、北本市学習センターです。

利用料金については、北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき算定されています。具体的には、1 平方メートル・時間当たり維持管理費×面積×使用時間×受益者負担(50%)で計算されます。これにより、使用する面積が大きい方が、また使用する時間が長い方が、利用料金が高くなる仕組みになります。体育室については、全面、2分の1面、8分の1面という単位での料金設定となります。体育室の場合は、利用料金の算定の通りに設定すると従前より大幅に上昇するため、激変緩和措置として 1.5 倍になるよう調整しています。

利用料金の改定は、昭和 58 年の料金徴収から初めてのことで、今回の料金改定に至った経緯としては、北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針が定められたことと、来年度から新たな指定管理者に代わることから、このタイミングでの改定となりました。

受益者負担(50%)の考え方については、受益者と行政の負担割合を明確化したことにより、性質別負担割合を設定しサービスの性質

により4つに区分しています。その中で、公民館は第3分類の受益者負担 50%、公費負担 50%に該当します。この第3分類というのは、日常生活を快適にするもので、個人によって必要性は異なるが、民間にあまりないサービスと位置付けられた施設となります。

今回の改定については、利用される方、利用されない方など立場の違いから、さまざまなご意見が出ているものと存じます。

使用料・手数料の見直しについては、北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針において原則 4 年ごとに実施することとなっています。引き続き状況を把握するとともに、適切な料金設定となるよう努めます。

デーノタメ遺跡が国指定史跡へ！

6月24日、国の文化審議会はデーノタメ遺跡を国指定史跡に指定するよう、文部科学大臣に答申しました。今後は、文部科学省からの官報告示により、正式に国指定史跡に指定されることになります。

デーノタメ遺跡は、1,200 年以上も続いた縄文時代の集落遺跡で、文化財に関する国の専門機関からその歴史的な価値を認められているものです。国指定史跡となることで、より多くの方に知っていただき、親しんでいただけるものとなることが期待されます。

北本市における国による文化財の新指定は、大正 11 年に指定された石戸蒲ザクラ以来で 102 年ぶりのこととなります。

大島たつみの一般質問より（抜粋）

消滅可能性自治体について

（問）北本市が消滅可能性自治体に挙げられなかったことについて、市長の見解は。

（答）【市長】都心における地価の上昇による県内への人口流入と社会的な要因も挙げられますが、&greenをコンセプトとしたシティプロモーションの取組など、人口減少に対応するためのリーディングプロジェクトに重点的に取り組んだことも要因の一つであると認識しています。

（問）広報きたもと6月号の市長のコメントに「人口が減っても市民の皆様が幸せに暮らしていけるまちづくりを進めていく必要がある」とあるが、これは具体的にどういうことなのか。

（答）【市長】シティプロモーションを始めとするリーディングプロジェクトに資する事業を引き続き実施していきます。こういった施策を通し、人々の価値観の変化や社会の変化を的確に捉え、都会と魅力的な地方トカイナカの両方の顔を持つ本市ならではの人口が減っても幸せに暮らせるまち、心の豊かさを求めるまちを追求していくことが今後のまちづくりの鍵になると考えます。

消滅可能性自治体は、20歳から39歳の女性人口が、2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体と定義されています。

今回はこの値が43.5%だったために消滅可能性自治体から脱却しました。しかしながら、減少率が高い状態に変わりありません。

また、北本市の令和4年の合計特殊出生率は1.09で国（1.26）や県（1.17）と比べて低い水準です。社会減対策だけでなく、自然減対策との両面からの施策が求められます。

いじめについて

（問）令和4年度はいじめに関する調査（児童生

徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）について。

（答）いじめの認知件数は、小学校が135件、中学校が37件となっています。令和3年度と比較すると、小学校で5件増加、中学校で2件増加となりました。また、学年別の認知件数については、件数の多い順に、小学校では1年生、31件、5年生、25件、3年生、24件、2年生、22件、6年生、17件、4年生、16件となっています。中学校につきましては、1年生、20件、2年生、14件、3年生、3件になっています。

（問）未就学児はいじめの状況は。

（答）未就学児に係るいじめの調査は、国においても行われたことがなく、本市においても同様であるため、いじめの有無については把握していません。しかしながら、未就学児におけるいじめ、あるいはそれに近い事態については起こり得るものと考えています。

未就学児はいじめについては、現状では確認されていないということですが、学年別のいじめ認知件数では小学一年生が最多ということから推察すると、いじめの可能性はゼロではないと思われま

す。いじめ防止対策推進法では、未就学児はいじめの対象ではありませんが、北本市では子どもの権利に関する条例を制定していますので、その枠組みの中で適切な対応が必要です。

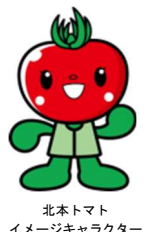


一般質問の録画配信は、
こちらからご覧いただけます。

【あしがき】

次回の令和6年第3回定例会は、
8月27日(火)から9月27日(金)
の予定です。

今後も皆様のご意見・ご相談など
お寄せいただけましたら幸いです。



北本トマト
イメージキャラクター